

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 3 月 31 日 (金) 号外第 37 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (23) (消防防災課) 4
	鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則 (24) (財源確保推進課) 11
	鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則 (25) (労働政策課) 14
	県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する 規則 (26) (教育委員会事務局社会教育課・博物館) 16

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた市町村の防災・危機管理に対する取組を一層推進するため、交付金の算定方法を改める。

2 規則の概要

- (1) 消防及び防災のための資機材の維持管理に要する経費を交付金の対象となる経費とする。
- (2) 鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業として知事が適当と決定したもの（特別事業）を行う市町村に対しては、その事業に係る対象経費の2分の1（上限300万円）を交付金の額に加算する。
- (3) 住民主体の防災体制の構築を推進する事業に係る交付金算出基礎額は、各市町村に均等に配分した額とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

指定難病の患者等の社会参加の促進を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による医療受給者証の交付を受けた者の社会参加を促進する目的で行政財産を使用させるときは、使用料の減免を行うことができるものとする。

(2) 鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部改正

鳥取県衛生環境研究所の利用に当たって、(1)と同様の措置を講ずるものとする。

(3) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正

鳥取県立農業大学校の施設の利用に当たって、(1)と同様の措置を講ずるものとする。

(4) 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正

鳥取県営鳥取空港内の土地、建物その他の施設の利用に当たって、(1)と同様の措置を講ずるものとする。

(5) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部改正について

1 規則の改正理由

労働市場の変化に対応した職業能力の開発を図るため、鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の訓練生定員及び訓練期間を見直し、3次元CAD科及び情報セキュリティ科の受講料を通常の受講料の額とすることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の訓練生定員及び訓練期間を次のとおり改める。

ア 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の介護福祉士養成科の訓練生定員を35人（現行 30人）に増員する。

イ 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の総合実務科の訓練生定員を15人（現行 12人）に、訓練期間を1年以内において商工労働部長が別に定める期間（現行 1年）に改める。

ウ 鳥取県立産業人材育成センター米子校の介護福祉士養成科の訓練生定員を25人（現行 20人）に増員する。

- (2) 短期課程の普通職業訓練の訓練科（総合実務科を除く。）並びにその訓練生定員及び訓練期間は、商工労働部長が定める。
- (3) 3次元CAD科及び情報セキュリティ科において行う職業訓練については通常受講料（1時間につき200円）を徴収するものとし、これらの訓練科について受講料の額を定める規定を削る。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

指定難病の患者等の社会参加の促進を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による医療受給者証の交付を受けた者の社会参加を促進する目的で鳥取県立博物館、鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家を使用させるときは、使用料の減免を行うことができるものとする。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する<u>第4条の2第2項の規定により適当と決定された事業</u>（以下「特別事業」という。）及び別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次に掲げる額を合算した額（以下「基準額」という。）以下とする。ただし、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額が別表の交付金算出基礎額の欄に定める額（<u>特別事業を行う市町村にあつては、当該額に第1号に掲げる額を加えた額。次項において同じ。</u>）を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、基準額に次項に定める調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) <u>特別事業に係る対象経費の額（その額が600万円を超える特別事業にあつては、600万円）に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>別表に掲げる対象事業に係る対象経費の額（特別事業に係る対象経費の額を除く。）を合算した額に2分の1を乗じて得た額又は同表の交付金算出基</u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する<u>次条第1項第1号に規定する事業及び別表に掲げる事業</u>（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 消防及び防災のための施設、設備、車両その他の資機材の維持管理に要する経費</u></p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次に掲げる額を合算した額（以下「基準額」という。）以下とする。ただし、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額が別表の交付金算出基礎額の欄に定める<u>額を合算した額（第1号に規定する事業を行う市町村にあつては、当該合算した額に同号に掲げる額を加えた額。以下同じ。）</u>を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、基準額に次項に定める調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) <u>緊急情報を住民に分かりやすく迅速かつ的確に伝達するための事業のうち第4条の2第2項の規定により対象事業と決定されたもの</u>に係る対象経費の額（その額が<u>200万円</u>を超えるときは、<u>200万円</u>）に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>別表の1の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額（前号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額</u></p>

礎額の欄に定める額のいずれか低い額

2 調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額を全ての調整交付対象市町村における同額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から基準額を減じた額を上限とする。）とする。

(1) 略

(2) 各調整交付対象市町村における対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を減じた額

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の4月末日までに、様式第1号により、当該年度の4月1日における消防団員の数及び自主防災組織がその活動範囲とする世帯の数を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の別表の交付金算出基礎額の欄に定める額の見込額を算出し、その年の5月末日までに、前項の報告を行った市町村長に通知するものとする。

(特別事業の決定)

第4条の2 特別事業を行おうとする市町村長は、その年度の6月末日までに、様式第1号の2による事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業として適当なものを決定し、その年度の7月末日までに、事業計画書を提出した市町村長に通知するものとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	交付金算出基礎額
1 消防団を強化する事業	次に掲げる額の合計額
2 自主防災組織を強化す	1 事業割額×25/100

の欄に定める額のいずれか低い額

(3) 別表の2の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額（第1号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額

(4) 別表の3の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額（第1号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額

2 調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額を全ての調整交付対象市町村における同額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から基準額を減じた額を上限とする。）とする。

(1) 略

(2) 各調整交付対象市町村における対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を合算した額を減じた額

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の4月末日までに、様式第1号により、当該年度の4月1日における消防団員の数、自主防災組織を構成する世帯の数及び地縁による団体に係る区域の数を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の別表の3の項の交付金算出基礎額の欄に定める額の見込額を算出し、その年の5月末日までに、前項の報告を行った市町村長に通知するものとする。

(緊急情報伝達事業の決定)

第4条の2 第3条第1項第1号に規定する事業を行おうとする市町村長は、その年度の6月末日までに、様式第1号の2による事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、対象事業として適当な事業を決定し、その年度の7月末日までに、事業計画書を提出した市町村長に通知するものとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	交付金算出基礎額
1 情報の住民への伝達体制の整備、避難所のバリ	市にあっては75万円、町村にあっては50万円

<p>る事業</p> <p>3 住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業</p>	<p>×当該市町村の消防団員の数/全ての市町村の消防団員の数を合計した数</p> <p>2 事業割額×35/100</p> <p>×当該市町村の自主防災組織がその活動範囲とする世帯の数/全ての市町村の自主防災組織がその活動範囲とする世帯の数を合計した数</p> <p>3 事業割額×35/100</p> <p>×1/市町村の数</p>	<p>アフリー化その他の豪雨災害に備えて取り組む事業</p> <p>2 防災及び危機管理に役立つ行動に女性が参画し、住民全体に定着させる運動を推進するために市町村が直接執行する事業（1の項及び3の項に掲げる事業を除く。）</p> <p>3 地域の防災力を強化するための補助その他の助成事業並びに施設、設備、資機材等の整備及び掲げるもの</p> <p>(1) 消防団を強化する事業</p> <p>(2) 自主防災組織を強化する事業</p> <p>(3) 集落等を単位とする防災体制の構築を推進する事業</p>	<p>市にあっては75万円、町村にあっては50万円</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 事業割額に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数を全ての市町村の消防団員の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>(2) 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を全ての市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の地縁による団体に係る区域の数を全ての市町村の地縁による団体に係る区域の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額</p>
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表において「<u>自主防災組織がその活動範囲とする世帯の数</u>」は、その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数とする。</p>		<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表において「<u>自主防災組織を構成する世帯の数</u>」は、その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数とする。</p>	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額算出基礎データ報告書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

見込額算出のための数値					
消防団員数	男性	人	女性	人	合計
自主防災組織活動範囲				組織	
世帯数				世帯	

様式第1号の2（第4条の2関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度特別事業計画書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金により特別事業を実施したいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の2第1項の規定により、下記のとおりその計画を提出します。

記

略
備考 略

4 この表において「地縁による団体に係る区域の数」は、その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあつては、その数に100分の110を乗じて得た数とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額算出基礎データ報告書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

見込額算出のための数値					
消防団員数	男性	人	女性	人	合計
自主防災組織構成世帯				組織	
数				世帯	
地縁による団体に係る区域の数					

様式第1号の2（第4条の2関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度緊急情報伝達事業計画書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金により緊急情報伝達事業を実施したいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の2第1項の規定により、下記のとおりその計画を提出します。

記

略
備考 略

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等			
特別枠	円			
事業割	消防団員数	男性人	女性人	合計人
	自主防災組織活動範囲世帯数		組織世帯	

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業		
消防団強化事業		
自主防災組織強化事業		
住民主体の防災体制構築事業		

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等			
均等割	緊急情報伝達枠	円		
	豪雨災害枠	円		
	県民運動推進枠	円		
事業割	消防団員数	男性人	女性人	合計人
	自主防災組織構成世帯数		組織世帯	
	地縁による団体に係る区域の数			

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
緊急情報を的確に伝達する事業		
豪雨災害に備えて取り組む事業		
県民運動を推進する事業		
地域防災力強化事業	消防団強化事業	
	自主防災組織強化事業	
	住民主体の防災体制	

略																			
様式第3号（第7条関係）																			
年 月 日																			
職 氏 名 様																			
申請者 職 氏 名 印																			
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書																			
<p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 45%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団強化事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織強化事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民主体の防災体制構築事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		事業名	事業内容	対象事業費	鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業			消防団強化事業			自主防災組織強化事業			住民主体の防災体制構築事業			略		
事業名	事業内容	対象事業費																	
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた事業																			
消防団強化事業																			
自主防災組織強化事業																			
住民主体の防災体制構築事業																			
略																			

略	構 築 事 業																								
様式第3号（第7条関係）																									
年 月 日																									
職 氏 名 様																									
申請者 職 氏 名 印																									
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書																									
<p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 45%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急情報を的確に伝達する事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豪雨災害に備えて取り組む事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民運動を推進する事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域防災力強化事業</td> <td>消防団強化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織強化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民主体の防災体制構築事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		事業名	事業内容	対象事業費	緊急情報を的確に伝達する事業			豪雨災害に備えて取り組む事業			県民運動を推進する事業			地域防災力強化事業	消防団強化事業			自主防災組織強化事業			住民主体の防災体制構築事業		略		
事業名	事業内容	対象事業費																							
緊急情報を的確に伝達する事業																									
豪雨災害に備えて取り組む事業																									
県民運動を推進する事業																									
地域防災力強化事業	消防団強化事業																								
	自主防災組織強化事業																								
	住民主体の防災体制構築事業																								
略																									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成29年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成28年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第1条 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免の基準)</p> <p>第15条 使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、<u>障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u>その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がいを有する者、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者</u>又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用させるとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(使用料の減免の基準)</p> <p>第15条 使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用させるとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p>

(鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所管理規則(平成14年鳥取県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第10条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、<u>障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u>その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がいを有する者又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又</p>	<p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第10条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</p>

又は知事が別に定める額への減額 (4)・(5) 略 2・3 略	(4)・(5) 略 2・3 略
---------------------------------------	--------------------

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、<u>障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u>その他校長が定める基準に該当する心身に障がいをを有する者、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)の交付を受けた者</u>(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用する場合にあつては、<u>障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。</u>)。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 第1項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、<u>障害福祉サービス受給者証</u>その他心身に障がいをを有することを証する書面又は<u>医療受給者証</u>の提示</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他校長が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用する場合にあつては、<u>障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。</u>)。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 第1項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第18条の規定による使用料の減免は、次の各号</p>	<p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第18条の規定による使用料の減免は、次の各号</p>

<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、<u>障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u>その他知事が別に定める基準に該当する心身に<u>障がい</u>を有する者又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	略 介護福祉士養成科	略 <u>35人</u>	略 2年	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	略 介護福祉士養成科	略 <u>30人</u>	略 2年
		短期課程	総合実務科	<u>15人</u>	<u>1年以内</u>			短期課程	総合実務科	<u>12人</u>	<u>1年</u>
鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）	普通職業訓練	普通課程	略 介護福祉士養成科	略 <u>25人</u>	略 2年	鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）	普通職業訓練	普通課程	略 介護福祉士養成科	略 <u>20人</u>	略 2年
								短期課程	情報セキュリティ科	<u>10人</u>	<u>20時間</u>
2 略						2 略					
第12条 <u>削除</u>						<u>(受講料)</u> 第12条 <u>条例第9条第2項の規則で定める職業訓練</u>					

	<u>は、3次元CAD科及び情報セキュリティ科において行う職業訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。</u>
様式第4号（第14条関係）	様式第4号（第16条関係）
略	略
(注) 略	(注) 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(授業料等及び使用料の減免)			(授業料等及び使用料の減免)		
第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
略			略		
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 略 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、 <u>障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u> その他知事が定める基準に該当する心身に障がい を 有する者（以下「障がい者」という。）及びその介護者が観覧するとき。 3 <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「難病患者」という。）及びその介護者が観覧するとき。</u> 4 略 5 略 6 略	鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 略 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 <u>その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が観覧するとき。</u> 3 略 4 略 5 略
略			略		

	展示室等使用料（冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。）	1・2 略 3 <u>障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</u> 4 <u>難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</u> 5 略 6 略 7 略		展示室等使用料（冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。）	1・2 略 3 <u>障害者の社会参加を促進すると認められるとき。</u> 4 略 5 略 6 略
	略			略	
鳥取県立 大山青年 の家	施設使用料	1・2 略 3 <u>障がい者及びその介護者が利用するとき。</u> 4 <u>難病患者及びその介護者が利用するとき。</u> 5 略 6 略	鳥取県立 大山青年 の家	施設使用料	1・2 略 3 <u>障害者及びその介護者が利用するとき。</u> 4 略 5 略
鳥取県立 船上山少 年自然の 家	施設使用料	1・2 略 3 <u>障がい者及びその介護者が利用するとき。</u> 4 <u>難病患者及びその介護者が利用するとき。</u> 5 略 6 略	鳥取県立 船上山少 年自然の 家	施設使用料	1・2 略 3 <u>障害者及びその介護者が利用するとき。</u> 4 略 5 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。